

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更(案)

1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため、森林病害虫等防除法第7条の5に基づき、都道府県が指定する区域。(別紙「松くい虫対策対象松林について」を参照)

2 主な変更点

- (1) 一関市室根町では、高度公益機能森林の一部で被害が拡大し、保全が困難となったことから、被害拡大防止森林に変更し樹種転換を促進することにより、被害が及んでいない周辺の高度公益機能森林への被害拡大を防止するもの。
- (2) 一関市東山町では、森林簿の編成(見直し)により、高度公益機能森林の一部の面積が変更となったもの。
- (3) 平泉町では、森林簿の編成(見直し)により、高度公益機能森林の一部の面積が変更となったもの。

3 市町村別の区域変更

市 町 村	高度公益機能森林 (ha)			被害拡大防止森林 (ha)			
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	
盛岡市	2283	2283	0	243	243	0	
滝沢市	128	128	0	137	137	0	
矢巾町	45	45	0	45	45	0	
紫波町	317	317	0	510	510	0	
雫石町	11	11	0	168	168	0	
花巻市	275	275	0	220	220	0	
(内訳)	花巻地域	195	195	0	17	17	0
	大迫地域	16	16	0	24	24	0
	石鳥谷地域	45	45	0	24	24	0
	東和地域	19	19	0	155	155	0
北上市	117	117	0	35	35	0	
奥州市	1,154	1,154	0	663	663	0	
(内訳)	水沢地域	78	78	0	36	36	0
	江刺地域	464	464	0	188	188	0
	前沢地域	28	28	0	13	13	0
	胆沢地域	34	34	0	173	173	0
	衣川地域	550	550	0	253	253	0
金ヶ崎町	298	298	0	23	23	0	
一関市	2,150	2,143	△ 7	267	275	8	
(内訳)	一関地域	229	229	0	18	18	0
	花泉地域	150	150	0	52	52	0
	大東地域	970	970	0	91	91	0
	千厩地域	67	67	0	6	6	0
	東山地域	212	214	2	8	8	0
	室根地域	308	299	△ 9	32	40	8
	川崎地域	46	46	0	16	16	0
	藤沢地域	168	168	0	44	44	0
平泉町	51	55	4	20	20	0	
大船渡市	47	47	0	65	65	0	
陸前高田市	38	38	0	206	206	0	
住田町	24	24	0	183	183	0	
遠野市	3,462	3,462	0	601	601	0	
計	10,400	10,397	△ 3	3,386	3,394	8	
備考	(内訳) 減 3 ha			(内訳) 増 8 ha			

4 区域の変更(変更箇所のみ記載)

(1)高度公益機能森林の区域等

※追加分のみ記載、取り消し線は削除を示す

市町村	区 域	面積(ha)	保 全 目 的	
一 関 市	東山地域	4001林班46・47・68, 4002林班13, 4003林班3・14~16・21・22・32・40・42・43・45~47・55・58・76・101, 4007林班35・37・38・43~46・78, 4009林班39・87, 4026林班32・35・38, 4029林班2, 4034林班7・8, 4038林班2・18・30, 4039林班6, 4040林班24・25, 4042林班14, 4043林班9・11~15・24~26・28, 4045林班2, 4057林班53・55, 4082林班50・61・71・72・74, 4086林班9・11・12・14, 4087林班6・20・60, 4088林班23・24・26~28・39	80	山地災害防止機能
		4001林班57・4007林班77・4111林班87・89	20	水源かん養機能
		4001林班48・52・54・56・64・66・67・69・91・92, 4007林班52~54・57・59・64・68・69・74・75・93・96・97・99・100・110・114・115・118, 4010林班48, 4026林班23, 4064林班9・13・16	17	水源かん養機能 山地災害防止機能
		4033林班1・2・4034林班1	24	水源かん養保安林
		4054林班9・10・4087林班45	1	土砂崩壊防備保安林
		4077林班16, 4078林班10・12, 4079林班74・83・84, 4098林班1・2, 4099林班1	<u>28</u>	風致保安林(観光地)
		4078林班8・11・13・20・4081林班29	43	保健文化機能(観光地)
		4088林班32	1	土砂流出防備保安林
	小計	<u>214</u>		
	室根地域	5005林班11・12・15・20・5006林班3	11	保健保安林、自然公園
		5005林班8~10, 5006林班1・2・5・7, 5011林班9・14・22・28, 5012林班4・5, 5013林班3・6, 5014林班2・5, 5015林班1・2, 5017林班2	<u>118</u>	保健文化機能 県立自然公園
		5006林班4・6, 5011林班26, 5059林班3, 5078林班6・7・19~24・37・39, 5081林班3・7~9・13・15・16, 5084林班52・53, , 5095林班1・2, 5096林班16, 5099林班38, 5101林班33・34, 5104林班26, 5105林班1	68	水源かん養保安林
		5052林班36	7	山地災害防止機能
		5016林班1・2 , 5027林班1・25・26, 5039林班24, 5052林班2・31・66, 5054林班95, 5057林班31, 5059林班4, 5076林班3, 5078林班8	<u>86</u>	水源かん養機能
		5014林班 1 ・7	<u>4</u>	土砂流出防備保安林
		5006林班11・13・18, 5011林班4・6・13, 5013林班7, 5014林班8, 5017林班1	<u>5</u>	保健文化機能
		小計	<u>299</u>	
	平泉町	11林班2・48	<u>1</u>	水源かん養機能
		19林班56~58	<u>16</u>	風致保安林(観光地)
19林班59~67・70・71・73, 20林班3・4・7~9・11・18・20~22, 21林班33~35・46, 22林班1~3・5・6・9・10		<u>34</u>	風致機能(観光地)	
20林班19		1	土砂流出防備保安林	
衣関7-4ほか, 花立183ほか, 大沢26-2ほか, 倉町151-3, 志羅山81-3ほか		<u>3</u>	風致機能	
小計		<u>55</u>		

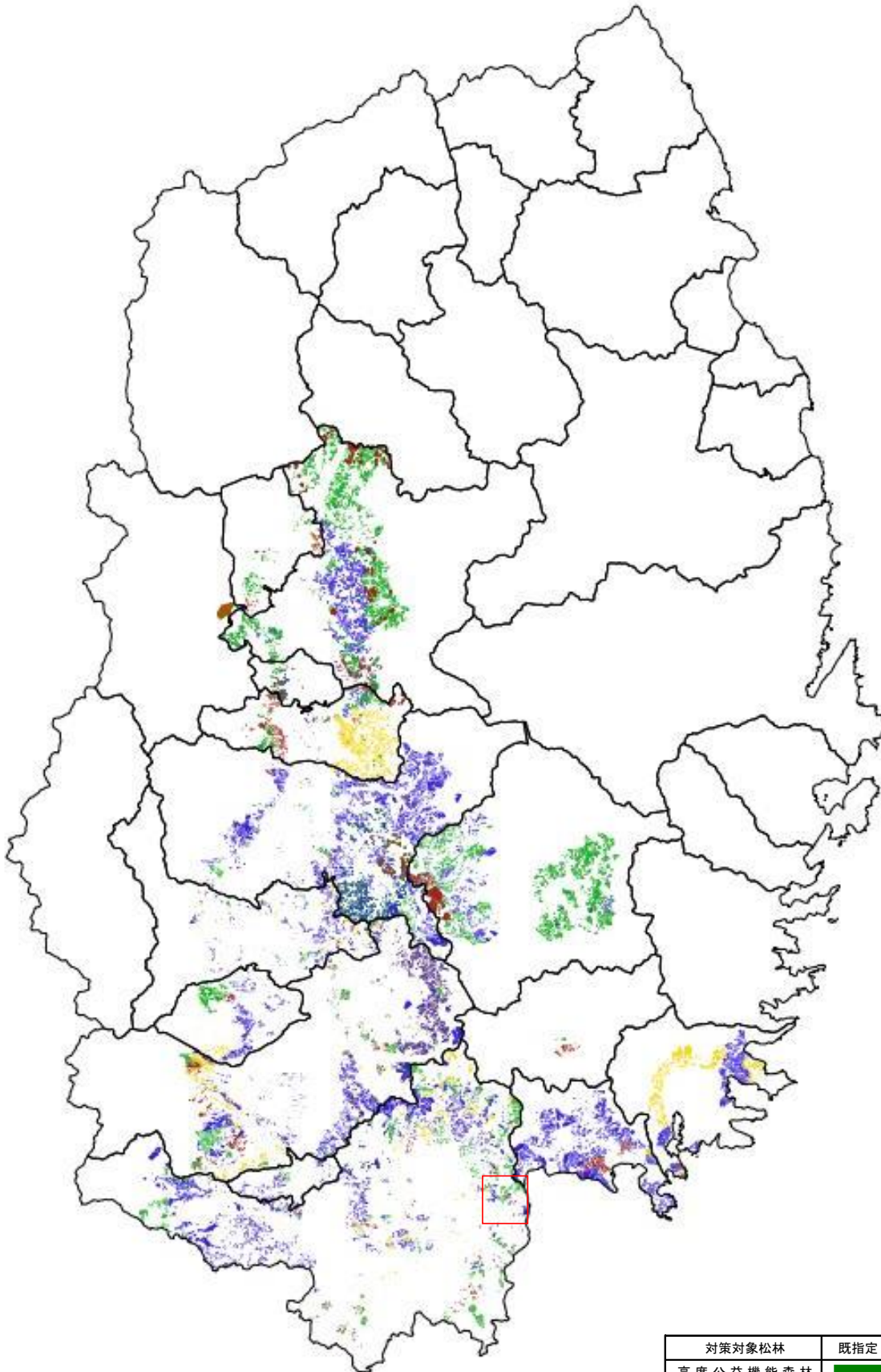
(2)被害拡大防止森林の区域等

市 町 村	区 域	面積 (ha)
一関市 室根地域	5011林班11・12・21, <u>5014林班1</u> , <u>5015林班2</u> , <u>5016林班1・2</u> , <u>5017林班1</u> , 5024林班43・44, 5028林班5, 5031林班111, 5044林班8, 5058林班19, 5061林班3, 5065林班56	<u>40</u>

5 変更区域

別添図面（全図、詳細図）のとおり

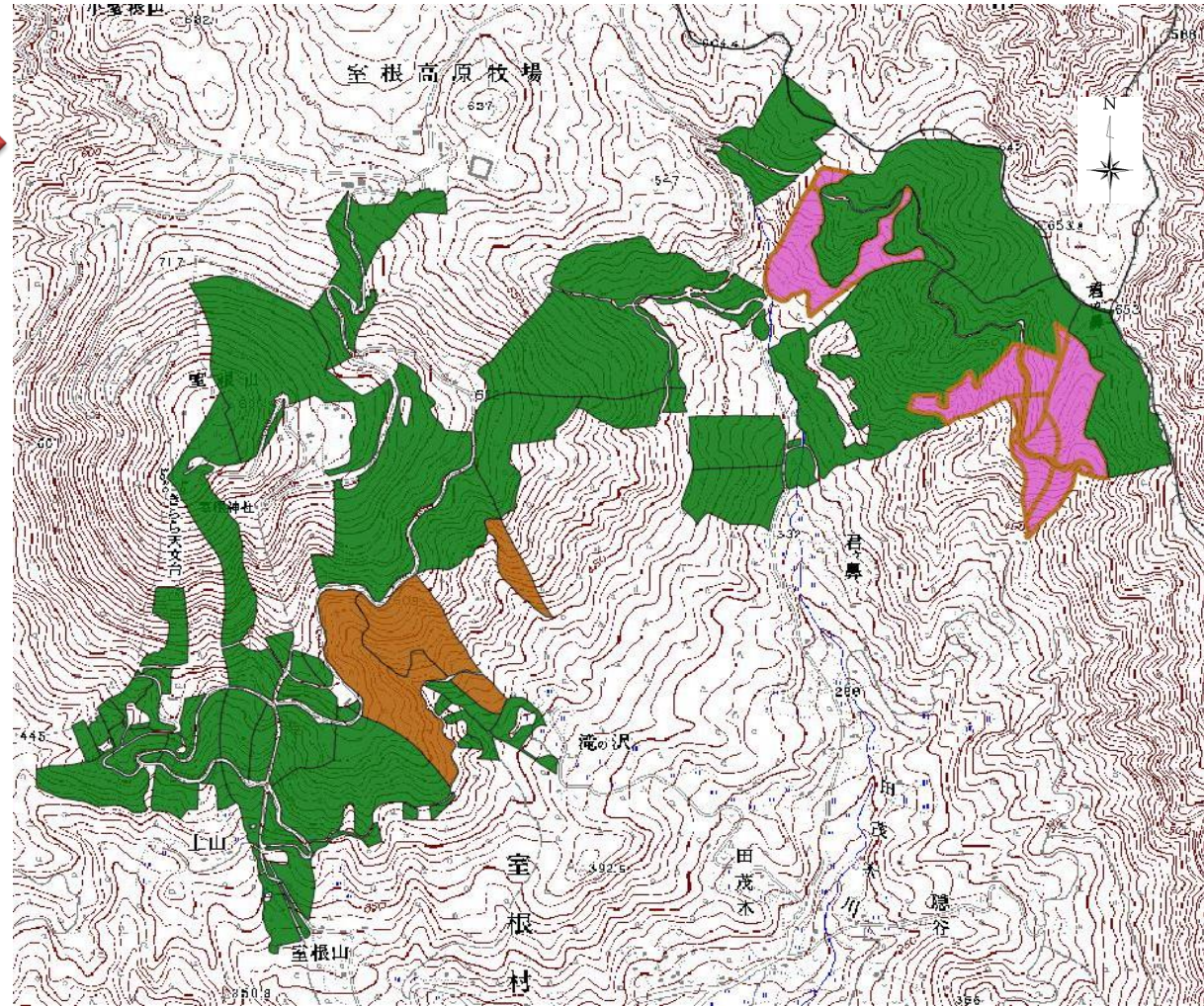
高度公益機能森林・被害拡大防止森林の区域【岩手県】



対策対象森林	既指定	新規	削除
高度公益機能森林	■	□	□
被害拡大防止森林	■	□	□
地区保全森林	■	□	□
地区被害拡大防止森林	■	□	□

※ 変更協議の対象は高度公益機能森林及び被害拡大防止森林のみ

高度公益機能森林・被害拡大防止森林の区域【一関市室根町】



対象森林	既指定	新規	削除
高度公益機能森林	緑	緑	緑
被害拡大防止森林	茶	茶	茶
地区保全森林	黄	黄	黄
地区被害拡大防止森林	赤	赤	赤

※ 変更協議の対象は高度公益機能森林及び被害拡大防止森林のみ

(別紙)

松くい虫対策対象松林について

高度公益機能森林（A）

高度公益機能森林は、以下の要件を持つ特定森林（松くい虫対策では、松林）の中から民有林について県が指定する。

- 1 保安林に指定された松林
- 2 災害の防止、水源のかん養、環境の保全について高い公益的機能を有し、松以外ではその機能を確保することが困難なもの（景勝地、せき悪地帯の松林等の他の樹種では、その機能を確保することが困難で、かつ将来にわたって、保全していく必要があるもの）

被害拡大防止森林（B）

被害拡大防止森林は、松くい虫の被害対策を緊急に行わなければ、その被害が、高度公益機能森林に著しく拡大すると認められる松林で、民有林について県が指定する。

具体的には、高度公益機能森林の周辺部にあつて、その被害程度、立地条件等からみて、高度公益機能森林の効果的な保全のため一体として対策を講ずる必要があると認められるもの。

地区実施計画対象森林

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外で、以下の基準に適合する松林について、市町村が定める。

1 地区保全森林（C）

地区実施計画対象森林のうち、高度公益機能森林の周辺（概ね 2km 以内）に位置する松林又は高度公益機能森林の周辺 10km 以内に位置し概ね 3ha の団地を形成している松林で、松林として保全を図りながら高度公益機能森林への被害拡大を防止していく松林を対象とする。

2 地区被害拡大防止森林（D）

地区実施計画森林のうち、上記の地区保全森林以外のもの。

対策対象松林のイメージ

